

デジタル統括本部新設に伴う例規改正等

1 趣旨

第1回市会定例会に「市第120号議案 横浜市事務分掌条例の一部改正」が予算関係議案として提出され、予算第二特別委員会に付託されています。

本議案はデジタル統括本部を新たに設置する提案であり、3月23日の本会議で議決される見込みであることから、横浜市会委員会条例及び市会運営委員会・申し合わせ確認事項について必要な改正等を行います。

2 施行日

横浜市事務分掌条例の一部を改正する条例の施行日である令和3年4月1日とする。

3 改正内容

(1) 横浜市会委員会条例

- ・第2条第1号の政策・総務・財政委員会の所管事項にデジタル統括本部を追加する。
デジタル統括本部は、従来総務局が所管したデジタル化施策に係る総合的な企画及び調整等を所掌し、その総務機能は引続き総務局が担うことから、政策・総務・財政委員会の所管とする。
- ・委員会の名称は現行どおり政策・総務・財政委員会とする。

横浜市会委員会条例

現 行	改正後
<p>(常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 政策・総務・財政委員会 11人 政策局、総務局、財政局、会計室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び議会局の所管に関する事項</p> <p>(2) から (8) 省略</p>	<p>(常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 政策・総務・財政委員会 11人 デジタル統括本部、政策局、総務局、財政局、会計室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び議会局の所管に関する事項</p> <p>(2) から (8) 省略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の横浜市会委員会条例第2条の規定による常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、それぞれ、この条例による改正後の横浜市会委員会条例第2条の規定による常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市会委員会条例第2条の規定による政策・総務・財政委員会において継続審査中の事件については、この条例による改正後の横浜市会委員会条例第2条の規定による政策・総務・財政委員会に付議された継続事件とみなす。

(2) 市会運営委員会申し合わせ・確認事項

・予算・決算特別委員会における所管局について、予算（決算）第二特別委員会の所管局にデジタル統括本部を追加する。

予算・決算特別委員会については、市会運営委員会申し合わせ・確認事項において、それぞれ4常任委員会の所管局とすることが規定されているため、予算（決算）第二特別委員会がデジタル統括本部を所管する。

市会運営委員会申し合わせ・確認事項

現 行	改正後
<p>予・決算特別委員会</p> <p>1 予・決算特別委員会における所管局について 予・決算特別委員会は2委員会を設置し、それぞれ4常任委員会の所管局とし、次のとおりとする。 (委員会名) 予算（決算）第一特別委員会： 国際、経済、港湾、こども青少年、教育委員会、健康福祉、医療、医療局病院経営本部、建築、都市整備、道路 予算（決算）第二特別委員会： 政策、総務、財政、会計室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、議会、市民、文化観光、消防、温暖化対策統括本部、環境創造、資源循環、水道、交通</p> <p>2 から 15 省略</p>	<p>予・決算特別委員会</p> <p>1 予・決算特別委員会における所管局について 予・決算特別委員会は2委員会を設置し、それぞれ4常任委員会の所管局とし、次のとおりとする。 (委員会名) 予算（決算）第一特別委員会： 国際、経済、港湾、こども青少年、教育委員会、健康福祉、医療、医療局病院経営本部、建築、都市整備、道路 予算（決算）第二特別委員会： 政策、総務、財政、<u>デジタル統括本部</u>、会計室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、議会、市民、文化観光、消防、温暖化対策統括本部、環境創造、資源循環、水道、交通</p> <p>2 から 15 省略</p>

上記の改正は令和3年4月1日から適用する。

4 委員会の審査方法

・市会運営委員会申し合わせ・確認事項において、統括本部の委員会審査については、その総務機能を担う局と一緒に審査することと規定されているため、デジタル統括本部は総務局と一緒に審査する。

市会運営委員会申し合わせ・確認事項

その他

11 統括本部の委員会審査等について

統括本部の委員会審査等は、その総務機能を担う局と一緒に審査する。

議第 号議案

横浜市会委員会条例の一部改正

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

市会運営委員会委員長名

横浜市条例（番号）

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例

横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「政策局」を「デジタル統括本部、政策局」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市会委員会条例第2条の規定による政策・総務・財政委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、それぞれ、この条例による改正後の横浜市会委員会条例第2条の規定による政策・総務・財政委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市会委員会条例第2条の規定による政策・総務・財政委員会において継続審査中の事件については、この条例による改正後の横浜市会委員会条例第2条の規定による政策・総務・財政委員会に付議された継続事件とみなす。

提 案 理 由

横浜市事務分掌条例の一部改正に伴い、横浜市会委員会条例の一部を改正したので提案する。

参 考

横浜市会委員会条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項）

第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。

(1) 政策・総務・財政委員会 11人

デジタル統括本部、政策局、総務局、財政局、会計室、選挙管理委員会、
政策局
人事委員会、監査委員及び議会局の所管に属する事項
（第 2 号から第 8 号まで省略）